

区長報告第二十八号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定に基づき、平成二十六年港区一般会計補正予算（第三号）を平成二十六年十一月二十一日次のとおり処分したので、同法同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求めらる。

平成二十六年十一月二十七日

港区長 武井雅昭